

東京電機大学大学院進学特別奨学金規程

平成 26 年 7 月 22 日

規 3 第 323 号

(目的)

第 1 条 この規程は、東京電機大学の学生であって、本学大学院修士課程へ進学する成績優秀な者に対して、経済的支援のために奨学金を給付することを目的とする。

2 本奨学金の名称は、「大学院進学特別奨学金（以下「奨学金」という。）」といい、本奨学金を給付された者を「奨学生」という。

(奨学金)

第 2 条 奨学金の原資は、学校法人東京電機大学学術振興基金（第 3 号基本金）の奨学援助金をもって充当する。

2 奨学金の給付総額は、当該年度の予算の範囲内とする。

(給付金)

第 3 条 奨学金は、学部 4 年次の 6 月に採用手続きを行い、大学院修士課程入学初年次のみにおいて給付する。

2 奨学金は、本学大学院修士課程の授業料に充当しなければならない。

(給付額)

第 4 条 奨学金の給付額は、20 万円とする。

(奨学生の選考、決定等)

第 5 条 奨学生の選考は以下のとおりとする。

- (1) 奨学金の給付を希望する者は、大学院推薦入試出願時に奨学金の申請を行う。
- (2) 奨学生の選考については、各学科・学系において選考を行い、入学先の研究科委員長に推薦する。
- (3) 研究科委員長は、当該研究科委員会の選考を経て奨学生候補者を学長に推薦する。
- (4) 学長は、大学調整連絡会議の議を経て奨学生を決定する。
- (5) 学長は、決定した奨学生を理事長へ報告する。

(奨学生の資格の喪失)

第 6 条 奨学生が次の各号のいずれかに該当し、学長が奨学生として不相当と認めるときは、その資格を失うものとする。

- (1) 退学（除籍）、停学となった者
 - (2) 学則に違反して処分を受けたとき
 - (3) 成績不良若しくは素行不良のとき
- 2 前項にかかわらず、学長は、学生が奨学金出願書類等に虚偽の記載をしていたときは奨学生としての資格を取り消す。

3 奨学生が前項の事由によりその資格を失ったときは、既に給付した奨学金の全額を大学へ返納しなければならない。

(事務)

第7条 奨学生に係る事務は、学生支援センター(学生厚生担当)及び理工学部事務部(学生厚生担当)が行う。

(実施)

第8条 この規程の実施についての必要事項は別に定める。

(規程廃止)

第9条 この規程は、奨学生がいなくなったことが確認できた時に廃止手続を行う。

付 則

この規程は、平成26年7月22日から施行する。

付 則(平成29年3月14日決定)

この改正は、平成28年6月1日から施行する。(第5条、第6条、第7条)

付 則(令和3年4月20日決定)

この改正は、令和3年6月1日から施行する。(第7条)

付 則(令和4年3月29日決定)

1 この改正は、令和4年4月1日から施行する。(第3条、第4条、第5条、第6条、第8条)

2 この規程は、令和5年度大学院修士課程入学予定者から適用する。